

平成 26 年度第 3 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会 議事録

平成 27 年 1 月 23 日（金）

JESCO 豊田 PCB 処理事業所プレゼンテーションルームにて

午後 2 時 57 分 開会

【事務局（青木）】 それでは、定刻より少し早いですが、ただいまから平成 26 年度第 3 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会を開催させていただきます。

各位におかれましては、御多忙の中、また風の強い中、御参集いただきまして大変ありがとうございます。

写真撮影につきましては、会議の冒頭のみとさせていただきますので、よろしくお願ひします。

また、携帯電話につきましても、マナーモードにさせていただくか電源をお切りいただくよう、よろしくお願ひします。

それでは、議事に先立ちまして、豊田市環境部長 谷口から御挨拶申し上げます。

【豊田市環境部（谷口部長）】 皆様こんにちは。豊田市の環境部長を務めております谷口といたします。きょうはよろしくお願ひいたします。

本日は、この安全監視委員会の委員の皆様、環境省及び東海 4 県の関係の皆様を始めといたしまして関係機関の皆様、大変お忙しい中、本年度第 3 回目となります豊田市 PCB 処理安全監視委員会への出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本年度 1 回目につきましては、台風の接近ということで急遽日程を変更、結果的には開催できなかったということでもございましたけれども、第 2 回目につきましては、施設の見学という形で、ここに見える全員の方ではありませんけれども、大多数の方が参加していただいております。

そうした中、今年度第 3 回目のこの監視委員会ということで、地元の方も交えまして全員がこの会議室に集まって意見を交換する場が設けられたこと、大変うれしく思っております。

さて本日は、引き続き JESCO で行われております漏洩防止対策の状況や、国から検討要請を受けまして国の廃棄物処理基本計画の変更への対応などにつきまして、事

務局及び JESCO から御説明をさせていただきたいと思っております。委員の皆様におかれましては、PCB 処理事業の安全・安心な推進のため、忌憚のない御意見がいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますけれども、私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（青木）】 ありがとうございます。

本日、環境省から廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長 角倉一郎様においでいただいておりますので、御挨拶いただきます。

よろしくお願いいたします。

【環境省産業廃棄物課（角倉課長）】 皆さんお疲れさまでございます。ただいま御紹介にあずかりました環境省の廃棄物リサイクル対策部で産業廃棄物課長を務めております角倉と申します。本日はどうかよろしくお願い申し上げます。

本日お集まりの皆様方、その他関係の皆様方におかれましては、日ごろから PCB 廃棄物の処理の推進につきまして多大なる御理解と御協力を賜っておりますことを、改めて御礼申し上げます。

既に御案内のところではございますが、国におきましては、今年の 6 月 6 日に PCB 処理の基本計画を変更させていただいたところでございます。

この基本計画の変更在先立ちまして、豊田市長からも 4 点私どもに御要望いただいております、1 点目は、事故のない安全かつ誠実な処理を継続すること。2 点目は、処理期限内の確実な事業の終了。3 点目が、安全かつ適正な収集運搬。4 点目が、JESCO 豊田事業の処理の状況等の一層の情報開示。この 4 点についてしっかりとやるということを条件に、PCB 廃棄物処理基本計画の変更に係る国の要請を受け入れていただける、こういうようなお話を豊田市長から承ったところでございます。

私ども国といたしましても、この 4 点についてはしっかりと受けとめさせていただいて、環境大臣のほうから、いただいた条件全てについて誠実に遵守をいたします、しっかりとお約束はお守りいたしますと、このようにお返事をさせていただいたところでございます。

これまでも、豊田市におかれましては、東海地域からの PCB 廃棄物を受け入れていただいていたところでございますが、今後さらに地元の皆様方の不安や負担感がある中で、処理期間の延長や他地域からの PCB 廃棄物を受け入れていただくことにな

っております。これにつきましては、PCB 処理基本計画の変更の際にいただいたこの 4 条件をしっかりと私どもとしても遵守させていただくということで、引き続きこうした PCB 処理基本計画変更後の取り扱いについて何とぞ御理解・御協力をいただければと考えておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

また、新しいこの PCB 廃棄物処理基本計画におきましては、国や PCB 廃棄物を排出する都道府県市、これらの方々は、処理施設が設置された豊田市の皆様の重要な貢献を認識し、可能な限りの協力をを行うことが特に重要と、このように新しい PCB の基本計画のほうには書かせていただいたところでございます。

また、PCB 廃棄物の処理を期限内に完了するためにも、各自治体それぞれがきちんと未処理の保管事業者の掘り起こし調査を行い、処理期限内に確実に処理を行わせるよう保管事業者を指導・助言していくことを、今般の都道府県の PCB 廃棄物処理計画の改定にも盛り込み、これを実現する必要がある、このように私どもとして考えておまして、各都道府県の皆様方には、そのようにお願ひをしているところでございます。

国といたしましても、経済産業省との調整や必要な情報の提供等、皆様方と最大限連携し、我が国の PCB 廃棄物の期限内は当然のこととして、その一日も早い適切・安全な処理完了を目指し、安全優先で新しい基本計画を着実に実行していきたいと、このように考えております。

本日は、この会議の場をお借りいたしまして、国の現在の取組状況についても御報告させていただきたいと考えております。

今後とも引き続き皆様方の御理解・御協力をぜひよろしくお願ひしたいと考えておりますので、本日はどうかよろしくお願ひいたします。

【事務局（青木）】 ありがとうございます。

本日、JESCO 本社の事業部長にも御出席いただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思ひます。

東 幸毅様、よろしくお願ひします。

【JESCO（東部長）】 皆様こんにちは。JESCO 本社の PCB 廃棄物事業部の部長をしております東と申します。昨年 7 月に着任いたしまして、今回初めて参加させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私どもの取締役 由田が今回ぜひ来て御挨拶したいと申し上げていたんですけれど

も、どうしても外せない所用が入ってしまいまして東京を離れられず、私がかわりに挨拶をさせていただきます。

まず、委員長を始め委員の先生方、それから事業所周辺に在住・所在の住民・企業の皆様、豊田市、愛知県など関係自治体の方々には、弊社の PCB 処理事業、そしてこの豊田事業への御理解・御協力を日ごろからいただいておりますことに感謝申し上げます。

昨年の6月に、PCB 処理に関する国の基本計画の変更がありまして、これと合わせ、JESCO の事業基本計画も変更させていただいたところでございます。変更後の計画においては、新たな処理期限を設定する、あるいは全国5事業所の処理能力の相互活用による処理体制の変更などを定めさせていただきました。

今般の計画の変更に先立って、本年4月、豊田市の太田市長のほうから弊社の社長宛てに、「PCB 処理事業の延長に係る対応について」という要請文書をいただいております。本日の参考資料3としてついているものでございますけれども、その趣旨として、弊社の事業が地域住民の皆様の理解、協力、そして信頼を前提に成り立っているということを強く認識するように、それから豊田市、豊田市議会から出された意見書及び要望書に対して弊社が回答した事項を確実に履行するようということをお願いしております。

弊社としては、この要請文書を重く受けとめて、豊田事業所の再生計画報告書や改善計画書に掲げた対策を引き続き着実に実施して、安全操業を安定して継続できるよう、豊田事業所と本社も一丸となって取り組んでまいり所存でございます。

こうした認識のもと、弊社では、変更された計画に即して PCB の処理が一日でも早く終わるよう、さらなる努力をしておりますので、本委員会の皆様には、引き続き御理解と御協力をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

それから、最後にもう1点でございますが、弊社の社名と業務の変更についてでございます。

お手元にホームページの裏表の資料1枚紙と、パンフレットをお届けしていると思っておりますけれども、JESCO と上に青い字で書いた資料をごらんいただけますでしょうか。

昨年の12月に JESCO 法が改正施行されまして、弊社の社名がこれまでの「日本環境安全事業株式会社」から「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に変更されております。

す。英文では、貯蔵（Storage）という字が入って「Japan Environmental Storage & Safety Corporation」ということで、略称の JESCO は引き続き使うことにしております。

新たな業務としては、さきの震災で福島県内で発生した放射性物質に汚染された土壌について最終処分をされるまでの間、保管を行う中間貯蔵事業ですけれども、これを国等の委託を受けて行うということになってございます。

一方、これまで実施してまいりました PCB 処理事業についてですけれども、業務内容に変更はございません。中間貯蔵に係る事業と PCB 処理に係る事業は、経理を区分して行うということになってございます。

それから、裏のページを見ていただければと思いますが、豊田事業所というものが表の中ほどに書いてございます。従来、豊田事業所という名称だったものが、PCB を処理する事業所ということで、「豊田 PCB 処理事業所」というふうに名称を変えてございます。他の事業所も同じでございます。

あと、表の中に事業部、営業部、これは本社の組織でございますけれども、それぞれ私のいる事業部は「PCB 処理事業部」、それから処理契約や搬入を担当しています営業部は「PCB 処理営業部」ということで、それぞれ「PCB 処理」ということを組織の名前に入れたところでございます。

各 PCB 処理事業所では、従来どおり、そしてこの名称のとおり、PCB 廃棄物の処理のみを行って、放射性物質に汚染されたものを扱うということにはございませんので、御承知いただきたいと思っております。

会社としても、中間処理事業にかかわることになっても、豊田を始め各 PCB 処理事業の業務には何ら変わることはございません。御承知おきいただきたいと思っております。

以上でございます。本日はどうかよろしく願いいたします。

【事務局（青木）】 ありがとうございます。

それでは、議事に移る前に、お配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

会議次第、委員名簿、席次表が A 4 サイズ 1 枚ずつありまして、資料が 1 から 6 と、それに付随する参考資料 1 から 6 を配付させていただいております。

資料 1、「漏洩防止活動の促進について」。

資料 2、「豊田 PCB 廃棄物処理施設の状況報告について」。

資料 3、「豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について」。

参考資料1として、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について（回答）」。

参考資料2、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について」。

参考資料3、「PCB処理事業の延長に係る対応について（要請）」という要請文書でございます。

それから資料4、「PCB廃棄物処理基本計画の変更について」。

これに付随する参考資料として、参考資料4、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」。

それから、それに付随して出された通知文書が参考資料5になります。

資料5、「PCB処理事業の延長に係る豊田市からの要請に対する対応について」。

それに付随する参考資料として、参考資料6、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画の変更認可について」。

資料6が、A3サイズの折り畳みになっておりますが、「豊田市PCB廃棄物処理計画の変更について」。

それから、こちらは委員の皆様のみへの配付となりますが、その他資料1として、「平成25年度第3回豊田市PCB処理安全監視委員会議事録」。

それから、最後になりますが、その他資料2としまして、「豊田市PCB処理安全監視委員会設置要綱」です。

この要綱につきましては、先ほどJESCOの東事業部長の御挨拶にありましたとおり、JESCOの社名が変わったということで、こちらの対応を行ったものですので、後ほど御確認いただければと思います。

以上となりますが、不足資料等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいま以降の撮影は御遠慮ください。

これより議事に移ります。

議事進行につきましては、豊田市PCB処理安全監視委員会設置要綱第5条により委員長が務めることとなっておりますので、委員長に進行をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

【委員長】 皆さんこんにちは。既に松の内は過ぎておりますが、本年もどうぞよろしく願いいたします。

本日の委員会は、昨年2度にわたる台風の影響によりまして、谷口部長がお話し

されましたように、昨年の3月の開催以来、約10ヶ月ぶりでございます。その間の盛りだくさんの議事がございますので、本日は皆様の円滑な議事進行に御協力いただけますようお願い申し上げます。

なお、本日は、監視委員会15名全員に御出席いただいております。要綱第6条第2項に基づきまして、委員の半数以上の出席がございますので、この会議が成立していますことを報告させていただきます。

それでは、まず議事に入る前ですが、席次表にございますように、豊田環境サービス株式会社の社長がこのたび交代されておりますので、ここで一言ここで御挨拶いただけるとありがたいですが、いかがでしょうか。

【TKS（志賀代表取締役社長）】 ただいま御紹介にあずかりました豊田環境サービスの志賀でございます。昨年6月より、前任田中を引き継ぎまして社長に就任いたしました。

処理期限が延長となる中での就任となり、大変身の引き締まる思いでございます。処理期限の延長とともに、地域住民の皆様の不安と緊張も延長となるということを強く認識しながら、安全な操業に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

常日ごろ、安全は受け身では達成できないというふうに考えておりますので、「安全のために積極的に行動する」を方針として、事故・漏洩・災害の防止に努めてまいります。

また、延長されました処理期限終了まで安全に運転するためには、技術と経験を有した要員の確保が課題となっております。現在、処理終了まで安全に運転するために、要員の確保を計画しており、ことし、それから来年、多くの人を採用する計画であります。これらこれから採用する方々を含め、経験と技術の底上げ、これが重要と考えておりますので、今後2年間、教育訓練に力を入れていきたいというふうに考えております。

処理終了まで安全操業のため、今後とも御指導のほど、よろしく願いいたします。

【委員長】 どうもありがとうございました。

TKSにおかれましては、実際に現場で安全な作業を行っていただくこととなりますので、前任の田中社長同様、志賀様にもぜひよろしく陣頭指揮のほうをお願いいたします。

それでは、早速議題に移りたいと思います。

議題（1）、「漏洩防止活動の促進について」ということで、JESCO のほうから御説明をお願いいたします。

【JESCO（津森審議役）】 豊田 PCB 処理事業所の津森でございます。資料 1 に基づき、「漏洩防止活動の促進について」ポイントを絞って御説明いたします。

まず目次としては、ヒヤリハット・気がかり活動の改善、危険予知活動の改善事例の紹介、潜在漏洩リスク低減活動の進捗、最後にまとめの順番で御説明いたします。

右上にページ番号を記載しておりますが、2 ページに、ヒヤリハット・気がかり活動の改善成功事例を示しております。この棒グラフや円グラフは、新たに導入し、毎月発行しているヒヤリハット・気がかり活動の月報でございます。とても重要で貴重なヒヤリハットの解析データをトレンド化することで、その傾向と情報の共有化を強化しております。

3 ページ目に、先ほど御説明した月報の棒グラフを拡大表示しております。左の棒グラフは、累計のヒヤリハット提出件数を示し、既に 11 月の時点で昨年度を上回る提出件数を達成しており、この活動がとても活発に取り組まれていることを示しております。

また、右のグラフの赤色の点は、月別の対策実施率を示し、昨年度の対策実施率は 99% と非常に高い値を確保しております。この対策実施率の高さは、特にこだわり続け、とても大切な点であると考えております。すなわち、現場から提出されました問題点や提案を絶対に放置せず、いかに早く対応するか、現場の声に耳を傾け、誠実に対応することこそ、安全活動の基本であり、この対策実施率の高さは、まさにその成果を表していると考えております。

続きまして、4 ページの円グラフも月報の一部を拡大しております。どの作業場所やどのような原因のヒヤリハットが多いか、その解析を容易にし、グラフにより見える化を図り、さまざまな安全活動の重要な情報源として有効に活用できると考えております。

下段の 5 ページでは、ヒヤリハット事例を現場で確認している写真を添付しております。新たにスタートさせたこの活動は、まさに提案されたとても貴重なヒヤリハットの情報を、ただ単に紙ベースで確認し、終わりにするのではなく、対策が本当にきちんと完了し、問題ない状態となったのかを、事業所長並びに TKS の志賀社長のトップにも参加いただき、現地現物を確認する。本当に現場を大切にしている心のこもった

活動につながっていると考えております。

続きまして6ページ目で、危険予知活動の成功事例について紹介いたします。

この写真は、ホワイトボードを用いた非定常作業前の危険予知活動を行っている写真です。

写真の右側に、改善前の実際のホワイトボードの記載例を示しております。特に重要な危険予知の箇所を赤丸で囲っておりますが、改善前は、記入する書式が決まっていなかったため、対策内容が具体的ではなく、実施者によりかなりのレベル差が発生していました。例えば、「安全带装着」とのみ記載しておりますが、なぜ、何のために、どのようなタイミングで確実に装着しないといけないのかなど、具体的に明記されておらず、慣れていない新人にはわかりにくい表現となり、改善が必要と考えておりました。

次の7ページでその改善策を御説明いたします。

対策として、危険予知活動専用のホワイトボードを新たに設置し、今から行う作業にどのようなリスクが潜んでいるか、網羅的に落ちなく確認できるよう、危険項目のチェック欄を作成しております。

さらに、どのような危険が潜んでいるのか、それに対して私たちは、具体的にどうするのかを記載した専用のホワイトボードを新たに導入したことで、危険のポイント、その対策をより具体的に記入できる書式に統一しております。

また、対策を記入した後、さらに指差呼称を行い、例えば「保護具着用ヨシ」とかけ声をかけ、注意喚起を行っております。この最後の指差呼称により、作業員全員の記憶に対策を深く刻み込むことで、安全・確実な作業が確保されております。

次の8ページでは、危険予知活動を通じた安全意識の向上について御説明いたします。

この表は、実際に活動している定常作業前の危険予知活動シートです。作業員は、シートに黒字で安全対策を記載しておりますが、その後に、上司による気づき事項などがあれば、この表のように赤字で添削をし、確実にフィードバックを行っております。

まさにこのことは、職場の仲間や部下を家族と同じと考え、その仲間を守るために、ベテランの知識や経験を直接部下に伝えることで、安全意識のさらなる向上につながっていると考えております。さまざまな会社でこの危険予知活動を行っておりますが、

ここまで丁寧に心を込めて上司がフォローし、大切なことを確実に伝えていくやり方は、本当にすばらしく、誇れる内容であると考えております。

次の9ページでは、大切な新人の教育の充実を目的とした危険予知活動の導入事例について御説明いたします。

やはり新人は間違いを起こしやすく、この経験の少ない新人を守ることが一番大切な活動であると考え、新人が作業を行う前に活用する新人用の一人KYシートを新たに導入しております。

具体的には、新人がまず自分自身で危険要因の抽出とその対策を考え、記入し、その後で上司がその内容を一つ一つ確認し、落ちがないかなどを教え、実作業を行う方法で、新人教育や危険予知能力の向上にもつながっており、とても有効なツールと考えております。

続きまして、10ページを用いて潜在漏洩リスク低減活動の進捗について御説明いたします。

活動の目的は、過去に発生した施設内漏洩事故を踏まえ、再発防止についてハード面を主体に検討し、対策を推進することです。

11ページに、漏洩リスク低減活動の今までの経緯を簡単にまとめておりますが、過去2年間の漏洩リスク抽出活動で導き出した対策案は381件ととても膨大であり、これはまさにプロセス総点検を実施した活動の大きな成果であると考えております。

大切なことは、とても貴重なこの対策案に対し、きちんと優先順位をつけて着実に実行し、本当に強い事業所にしていくことだと考えております。既に実行計画に従い推進することで、大きな成果を得ております。

続きまして、12ページを用い、漏洩リスク評価法について簡単に御説明いたします。

重要な点としては、対策を行うことでどれだけ漏洩リスクが低減するかを定量化することで、特に現場の最前線で働いている方々にも御理解いただき、改善を実感してもらうことが重要と考え、対策後のリスク低減の評価法の導入を目指しました。

御存じのとおり、一般的なリスク評価点の計算方法は、事故の発生した影響度と事故の発生頻度の掛け算となります。JESCOで過去から使用してきました漏洩リスク評価法では、影響度として漏洩区分(A)と流体区分(B)の掛け算を用い、事故の発生頻度としては、作業の頻度(C)を用い、漏洩リスクを評価しておりました。一方で、問題点として、事故の発生頻度を作業頻度に置きかえて使用していたため、機器故障

の頻度の項目がなく、改善後の効果が評価できないという問題が浮かび上がり、その点を今回、改良しております。

次の 13 ページでは、一例として、点検周期を見直した場合に伴う漏洩対策を実施した場合、どの程度リスクが低減するかを評価できる表を示しております。

詳細は割愛いたしますが、このほかにも改造を行った場合の期待値、手順書を見直した場合の期待値を示す表もあわせて新規作成しており、漏洩対策を行うことでどれだけ漏洩リスクが低減するかを誰でも簡単に評価できる手法を新たに完成させております。

次の 14 ページの棒グラフは、新たな評価法を用いて対策実施後のリスク低減効果を示しております。

一番右に示した赤の棒グラフは、2年間の漏洩リスク抽出活動で導き出した全ての漏洩リスクを積算した値で、ここをスタート地点として、対策の進捗とリスク低減効果を毎月プロジェクトで確認してまいりました。

現状のポイントを一番右の水色の矢印でお示ししておりますが、さまざまな対策を行った結果、54%のリスク低減を達成し、非常に大きな成果が得られております。この活動を広くアピールし、現場の最前線で働く方々にも改善を実感してもらい、さらなる改善の原動力としていきたいと考えております。

最後に、改善の成果をまとめておりますが、1番目に、ヒヤリハット情報の解析強化により重要な情報源としての安全活動の充実を図っている点。

2番目に、新たに危険予知専用のホワイトボードを導入したことにより、危険ポイントの明確化、より具体的な対策指示につながり、危険予知能力の向上を達成した点。

3番目に、一人危険予知システムの導入により、新人の危険感度の向上につながった点。

4番目に、立案した漏洩対策を実行することで、どれだけリスクが低減するかの定量評価を可能とし、漏洩リスク低減効果の可視化を実現した点を、今年度の大きな成果として上げております。

最後になりますが、漏洩防止活動には決して終わりはありません。職場の仲間や部下を家族と同じように必死で守り抜くという強い決意のもと、御紹介した活動一つ一つをさらにブラッシュアップすることで、最前線で働く方々の血や肉となるすばらしい活動に仕上げていきたいと考えております。全員が一丸となり、改善のスパイラル

を回し続け、委員の皆様方にも、豊田事業所は生まれ変わり、素晴らしい事業所になったと実感してもらえるように、待ったなしで取り組んでいきますので、引き続き御支援のほどよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

【委員長】 どうもありがとうございました。

ただいま、漏洩防止のためにさまざまな活動をソフト面・ハード面にわたって促進されているということですが、石垣所長のほうから、このことに関しまして、客観的な視点で評価できる点、あるいはこれまでと具体的にどのように変わってきているのかについて、簡単に補足説明していただけないでしょうか。

【JESCO（石垣所長）】 豊田 PCB 処理事業所の石垣でございます。私のほうから、津森の説明に対しまして、漏洩防止活動の促進という意味で、若干補足をさせていただきたいと思えます。

平成 22 年、漏洩トラブルが続くということから、この豊田では、豊田事業所再生計画という計画をまとめております。この計画においては、今までしっかり定められていなかった手順書、あるいはその作業においても、手順書のない作業に関しては現場任せであったというようなこともあります。こういったことをしっかりこの豊田事業所としてやれるよう、いろいろ手法を考え、手順書も整備されてないものをしっかり整備していくということで、漏洩を二度と起こさないという目的のためにしっかり取り組んだつもりではありますが、それでもやはり漏洩事故がその後も続いたという経緯がございます。

この監視委員会の中でも御報告をさせていただきましたが、やはりその手順書を整備するだけで終わっているんじゃないか、その手順書ができたからといって、手順書に基づいて現場で作業をやれとただ言っているだけであって、本当に現場がその作業手順書どおりに作業しているのかどうか、現場がやりやすい作業手順になっているのかどうか、こういったところのチェック、あるいは確認が全くできてないというような御指摘もいただいております。

これを受けまして、改善計画の中では、手順書として整備するのはもちろんそうなんですけど、その手順で実際に作業をしてみて、本当に危険なところはないのかどうか、これを現場だけではなく、管理者もぜひその作業現場に立ち会いを行い、その中でどんな新たなリスクが潜んでいるのかどうかというチェックも含めて、しっかりやっ

くということで、この事業所としては今、取り組んでおります。

先ほどのこの資料の説明というのは、我々が取り組んでいる事象の一例でございます。これについて、全て現場任せにするのではなく、管理監督者がしっかりその現場の状況を確認した上で、もちろん全部の作業に管理者が全部立ち会えるというわけではありません。そういった立ち会えない作業については、先ほど御説明したとおり、KY シートにおいて管理監督者がチェックをしてそれを現場にフィードバックすると、こういった方法も使いながら、しっかり手順に従った間違いのない作業ができるようにということで、豊田事業所としては取り組み始めているという状況でございます。

それとあわせて、潜在漏洩リスクの低減活動でございます。これは、機器が故障したということから過去に漏洩が起こっておるということ踏まえまして、機器が故障したとしても漏洩事故に至らないような、そういった方策をとろうと、どんなリスクが一体全体この豊田の設備の中に隠れているんだ、こういった調査を2年かけてやっております。それぞれ顕在化されたリスク、これを低減させるために、例えば手順書を修正するだとか、あるいは設備的な改造をする、こういったことによって、リスクをどんどん低減していきましょう。これを見える化といいますか、数値上、どれぐらいの我々の活動として成果が上がっているのかというのを点数づけをして、現在、これだけ低減ができた、我々の活動の指標とするという意味で、こういった手法を取り入れております。

基本的には、このリスクというのは、設備がある限りゼロにはならないと思っております。最終的にゼロになるのは、PCBの処理が終わってこの設備がなくなった時点。ただし、それまでは、このリスクをいかに低く下げていくかという意味で、我々は今後努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

これらの取り組みというのは、ちょうど2年前に我々がまとめた改善計画書に基づいて、これらの項目をしっかりとやっていきますというお約束をさせていただいております。残念ながら、その後も25年、26年、1件ずつの施設内ではありますが漏洩事故を発生させておりますけれども、この2件の案件に関しましては、これら改善計画への取り組みが不十分、あるいは対応が悪かったということで起こっている事象とは考えておりません。この2件の事故は除きましても、少なくとも改善計画でやると言った項目はしっかりやられており、これらを原因とする事故という意味では、ほぼ2年発生していないというふうに我々としては成果として考えております。

したがいまして、今後も PCB 処理基本計画の変更を踏まえ、その処理期限が延長されたということになっておりますので、この活動を操業が終わるまでしっかり継続をして、かつ、新たに発生した漏洩事故も踏まえて、我々の取り組むべき事項というのはさらに増えておるといいますか、さらに取り組まなければいけない事項というのがどんどん出てまいります。こういったことも全て漏れなく対応していくことによって、年が開けましたけれども、ことし以降、ぜひ事故が起こらないよう、我々としては一生懸命やっていきたいと思っておりますし、この結果を踏まえて、皆さんに安心していただける事業所という地位をぜひ確立していきたいと思っております。こういった意味で、我々としては頑張っていきたいと思っております。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

ただいま資料1に基づきまして JESCO のほうから漏洩防止活動の取り組みを説明いただきましたが、皆様のほうから何か御質問、御意見、コメント等はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

【副委員長】 この設備は 17 年から始まりまして、9 年目に入っています。去年の 10 月に、袋ナットの緩みで油が漏れたという話がありました。今、この油漏れに対する活動について資料で説明していただきました。その袋ナットから漏れ出したことについては、どういうふうな方法で締めてあるか、スパナで締めたのか、モンキーで締めたのか、あるいはその後に緩み止めの見える化ということによってやることになっています。そういうことがなされておったかどうかということが心配しています。新聞報道されましたけれども、あれっ、袋ナットから漏れるのかなあというのが実感です。これから延長されていますので、周辺の自治区としても、こういうふうな漏れるということは、今までにもたくさんありました。オイルパンから漏れました。どこそこから漏れたとかありました。その都度、私たちもいろんな席でお願いをしてきました。これからは、10 年を超えるものですから、周辺の自治区としても、一つ一つ作業に携わる責任者の方は、しっかり作業どおりやっておるのかどうかという確認をしていただくことが、私のお願いです。

以上です。

【委員長】 今のことについて何かお答えありますか。

【JESCO（石垣所長）】 昨年 10 月に発生しました作動油の漏洩でございます。正確には、継手部分がくい込み継手という継手でございますが、これは作業部会のほうでも御報告はさせていただいておりますが、締め込めば締め込むほどいいというわけではなくて、ある一定の締め込みのルールがございます。逆に締め込み過ぎると漏洩すると、そういった継手でございますが、ここに関しましては、今後、しっかりボルトに対してマーキングを行って、点検のたびにそのマーキングのずれがないかないかどうか、潤いがなくてもマーキングがずれていれば、それはナットが緩んでいるということになりますので、そういった点検をしっかりやっていくということを御報告させていただいたところでは。

これは一例でございます。これも含めて、この施設内、非常にたくさんの油、あるいは PCB を含むものも扱っております。こういったものが漏洩事故という形で発生しないよう、我々としては一生懸命頑張っていきたいと思っております。

【委員長】 副委員長は地元の代表を務めておられます。地元のほうからも安全に対する非常に大きな懸念を持っていらっしゃると思いますので、それに応えるべく現在の活動をぜひ有言実行でやっていただくようお願いいたします。

【JESCO（石垣所長）】 はい、承知いたしました。

【委員長】 そのほか何かありますか。

A 委員、どうぞ。

【A 委員】 説明していただいた 4 番目の資料のところに拡大図があって、この災害事象というのは、ヒヤリハットで、もしそれが何か起こるとこういう災害につながるということで、実際には起こってないですね。

【JESCO（津森審議役）】 想定が大部分でございます。

【A 委員】 「その他」に分類されるものが四十何パーセントと非常にたくさんありますが、これはその危険の程度を考慮して「その他」に分類したということですか。その他というのは、何でも丸め込んでしまうので、内訳が気になります。

【JESCO（津森審議役）】 この項目には含まれないそのほかの要因という意味です。例えば装置が止まってしまうなど、細かい要因が積み上がって、その他を構成しております。

【A 委員】 わかりました。

【委員長】 「その他」の内訳を示していただければと思います。

【JESCO（津森審議役）】 その他の内容をブレイクして、解析も含めて進めていきます。

【委員長】 よろしくをお願いします。

そのほかいかがでしょうか。

B 委員、どうぞ。

【B 委員】 3点ほどあるんですが、まず1つは11ページ、下の枠の中に、ソフト・ハード両面の対策案が381件出された。じゃあ、この対策案を何件実施されたんでしょうか。そこがポイントだと思うんです。実施しなきゃ意味ないんです。何件やられたんですか。

【JESCO（津森審議役）】 実施した対策件数は約半分です。対策は3種類あり、まず漏洩対策の手順書への反映については、全て完了しております。現状残っている対策としては、設備改造となり、改造のタイミングや費用対効果等を勘案し、優先順位をつけながら対策を進めております。

【B 委員】 上のほうに漏洩検討の完了と書いてあります。このところは、やはり対策をやって始めて完了になると思います。ここはやはり数字的にあらわされたほうがいいかなという感じがしました。

【JESCO（津森審議役）】 承知いたしました。

【B 委員】 それから2点目は、14ページ、ここにグラフをあらわしていただいて、対策前は8,659件、2014年の12月が3,929件、半分以下になって非常にいいんですが、54%近く対策軽減効果が出ていますが、まだあるということですね。残っている46%はまだ潜在リスクがあるというふうに考えていいですか。

【JESCO（津森審議役）】 この潜在リスクの中には、水の漏洩やPCB濃度が0.5以下のエリアも全て含めて点数づけを行った結果ではあります。

【B 委員】 まだ46%あるそのリスクを、今後どう低減していくかということがまとめのところに載ってないんですよ。そこが重要でしょう。まだ漏洩する可能性があるんですから。その対策をする必要があると思います。どういうふうにやっていくのか、もっときめ細かくメカニズム的にやるのか、そこをちょっとお願いします。

【JESCO（津森審議役）】 了解いたしました。

【B 委員】 最後の3点目は、先ほど所長が言われましたように、平成22年に豊田

事業所再生計画をつくられているんですね。17項目ぐらいあったと思いますが、その進捗は今、どうなっていますか。この潜在リスクとそれからKY、ヒヤリハット等については、今の内容で理解いただけるんですが、非常に多くの項目があったと思いますが、その事業所再生計画は今、どこら辺までいって、終わりはないと言われてますから、どこら辺までいっているのかというのが、きょう久しぶりに開いた安全委員会の中で報告されないというのは、ちょっと私は疑問というか、納得いかないところなんですけど、そこら辺は委員長、どうでしょうか。

【委員長】 ただ今はB委員からの懸念のご質問かと思えます。今回はこういった漏洩防止活動の促進、見える化、定量化というところをしっかりと取り組まれており、まだ道半ばであると思いますが、再生計画にどういうふうには当てはめているのかとか、今後の展望といったところから少しコメントに答えていただけると良いかと思えます。

【JESCO（石垣所長）】 申しわけございません。きょう資料としては御用意させていただいておりませんが、以前、監視委員会のほうで改善計画書を御提出させていただいたときに、我々が実施するべき項目というのを一覧表にして御提案をさせていただいております。その改善計画でやるべき項目に、過去の約束事項、これは豊田事業所再生計画でやるとお約束した項目も全て含んでおります。これらの全ての項目を、毎月トラブル検討委員会という所内の会議を開催いたしまして、そこでの進捗を所内で確認しております。かつ、それぞれの各項目の実施状況については、定期的に豊田市のほうにも御報告を申し上げておるという状況でございます。

今回の資料として御用意しておりませんが、全ての項目を毎月毎月やっておるという状況を、毎回監視委員会に御報告するかどうかというところの話かと思えます。そういう意味では、全ての項目を確実にやっておるということに関しましては、我々の所内並びに豊田市へ御報告させていただいておりますということは御報告をさせていただきたいと思えます。

ちょっと項目数が多いものですから、具体的にどうというようなところは現時点では申し上げにくいんですけれども、そのような形で、確実に進捗はさせていただいておるということになります。よろしくお願ひしたいと思えます。

【委員長】 よろしいですか。

【B委員】 今、確実に進捗させていただいているというふうに述べられて、そこら辺は期待をしていきたいと思えますが、やはり我々監視委員としては、そういうとこ

ろは資料でしかわからないわけですから、できれば、毎回と言わずに、これは去年の3月から久しぶりの委員会なわけですから、もう10ヶ月近くたっていますので、それを考慮して、事務局のほうも踏まえて提示はしていただきたいなと思います。そこら辺はどうでしょうか。

【委員長】 ただ今の御質問、あるいはコメントにつきましては、安全を担保するために、この委員会でも作業部会を設置しておりますので、そこを通じて、安全・安心の取組みがどのように進捗しているのかをきちんとやっていただきたいということと思います。

それと、今回の資料1の御説明は、私個人としては、昨年から比べると随分定量性を持たせて非常にわかりやすく、しっかりととらまえていらっしゃると思いますので、十分評価できると思います。今回と今までの再生計画との間のギャップをどのように埋めていくのかといったところを、もう少しわかりやすく説明していただければよいと思います。作業部会においてでもよろしいですので、ご検討ください。

【JESCO（石垣所長）】 また豊田市のほうとも御相談をさせていただきながら、御対応させていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

【委員長】 それでは、時間が来ておりますので、もしまだ何かございましたら、もう一度最後のところで御説明いただくということで、次の「豊田 PCB 廃棄物処理施設の操業状況報告について」、JESCOのほうから御説明ください。

【JESCO（石垣所長）】 それでは、資料2になります。私のほうから御説明をさせていただきます。

まず1ページ目でございます。処理実績報告ということになります。

前回は26年の2月末現在ということで、約10カ月経過した段階での処理実績を記載しております。

特筆すべきところは、まずコンデンサ類の特殊と書いてある部分になります。平成25年度から改造工事を行って、その改造工事の成果として、25年度からやっと処理ができるようになりました。本来であれば、もともと設計上、当初からできるはずであったんですが、作業環境等の問題によって処理ができていなかったというような実績がございます。したがって、25年度は98台、それから26年度は12月末時点でございますけれども679台ということで、処理の促進がかなり特殊コンデンサについては図られておるといった状況がございます。

それと、トランス類のところでは、車載トランスでございます。平成 25 年、所内の改造工事によって処理台数のアップというのが実績として図られました。これが今年度も継続して実施ができており、現時点で 40 台でございます。1 月、2 月、3 月の計画でございますが、それぞれ 6 台ずつの処理を予定しております、合計で 58 台程度の実績が上げられるだろうと。そういう意味では、車載トランスの処理促進も図られておるといふ状況になります。

なお、月別ですけれども、5 月と 11 月、これは定期点検の月でございますので、処理実績としてはほぼ上がっていないという状況でございます。

このページにつきましては以上でございます。

それから、2 ページ目になります。これは有価物、あるいは産業廃棄物の払出量ということで、これもいつもの資料でございます。処理が順調に進んでおるといふことから、それぞれ有価物、産業廃棄物としての払出量もほぼ平成 25 年に匹敵する量が排出できておるといふ状況でございます。

それから、3 ページ目になります。PCB 廃棄物の処理状況ということで、東海 4 県別で表を載せさせていただいております。

まず、受け入れ済み台数のところでは、特殊形状コンデンサ、先ほどの総括のところでもありましたとおり、豊田市内 85 台であったものが、12 月末で 563 台と促進が図られております。トータルで 95 台であったものが 826 台。今後もこのペースで処理の方は進めていきたいというふうに考えております。

それから、一番下の進捗率でございます。事業場数で 83.7%の事業所の方から PCB 廃棄物の処理を受け入れを行っておるといふことになります。大きなところでは、大型トランス、約 8 割進捗しております。それから小型トランスもほぼ 9 割に近いところ。車載トランスは、促進が図られたといっても、まだ 30%を超えたところというところがございます。これからしっかり処理を進めていきたいと思っております。それからコンデンサにつきましては、これも 80%弱の進捗ということになります。それから特殊形状コンデンサ、いよいよ処理が進んだといっても、まだ 10%そこそこを超えたところがございます。今後も、これらの処理にしっかり対応していきたいと考えております。

それから、4 ページに入ります。周辺環境への影響の状況ということで、モニタリング結果をそこに記載しております。

排出源モニタリングに関しましては、全て管理目標値以下という状況でございます。

た。

それから周辺環境モニタリングでございますけれども、これも環境基準等を超えるという状況はございませんでしたけれども、大気のベンゼンのところでございます。10月が0.0036ということで、今までの測定の中で、値としては一番高い値が検出をされております。この環境基準値という意味では、年平均で0.003、これは法律で決められた基準でございます。ただし、この豊田事業所が立地しております工業専用地域には適用はされませんが、一応、参考値としてこれを遵守できるような形で何とか考えていきたいと思っております。

それで、今までの中で一番高い値が出たということで、一番下のグラフになります。過去の周辺環境モニタリングでのベンゼン濃度、どのような推移になっておるかというのをグラフで記載をさせていただいております。過去にもその0.003を超える値というのは出ております。しかし、年平均という意味では、環境基準値を超えていない状況ではございます。今、この10月では高い値が出ておりますけれども、今後、しっかりモニタリングをして、その数値についても、もし高い値が出るようであれば、また豊田市とも相談しながら、どのように対処していくかということも今後検討していきたいと考えておるところでございます。

続いて、5ページになります。これが、先ほど話が出ました10月10日に我々の施設内で作動油が漏洩した事故について概略を御説明させていただいております。

左上、素子裁断装置の写真というのがあります。これは、コンデンサの中に入っております素子、これはちょうど反物状にぐるぐる巻かれておる状態のもので、これらの間にもPCB油が入り込んでいるということから、この素子を細かく裁断してばらばらにして洗うというPCBの処理を行っております。そのために、この素子を切断するための装置ということになります。図の中で矢印で横切り刃、それから縦切り刃という2種類の刃がございまして、素子と書いてあるところは、既に縦と横に線が入っております。この線で実はもう既に切られておる状態でございます。これらの刃、あるいは切ったものが真っ直ぐ進むようにガイドというのもございます。これらは油圧によって動かしております。

その右側に漏洩部継手写真とあります。これが油圧で動かすための配管部になりますけれども、ちょうどこの赤い字で書いてある矢印の部分、ここがくい込み継手という継手になっておりまして、ここから作動油が漏洩したという状況でございます。

この作動油が漏洩した箇所は、実際には配管を全部外しまして、ここの継手部分を全部調査いたしました。腐食、あるいは磨耗、こういったものが全くないという状況から、この素子裁断装置の振動によってナットが緩んだものであろうと、これが原因によって漏洩が起こったという判断をしております。

この素子裁断装置に関しまして、5 ページの一番下のところに青い図で線が書いてございます。これが油圧配管の配管部分ということになります。それら各所の振動測定を行っております。その結果、ピンクで書いてある部分、今後対策として、金属被覆の油圧ホースへ変更と書いております。ここはもともとスチールの配管であった部分でございますけれども、特にここの部分の振動値が高かったという分析結果が出ております。振動発生源と書いてありますところが裁断装置そのものでございますが、そこからの振動がこのスチールの配管を伝わって大きい振動として出ていたものだろうという判断から、ここのピンクの部分フレキシブルホースに変えることによって、振動の伝達を抑えるという対策をとるとしてしております。

それから、6 ページの上になります。この素子裁断装置に関しましては、このような振動の伝達防止対策をとるとしてございますけれども、同様の油圧装置が、調べましたところこの管理区域内に現在、26 台ございました。そのうち4 台については、今後、この油圧ユニットは使用しないということが判明しておりますので、この4 台については全部油圧の油を抜き取りました。残りの 22 台に関しては、ナットの緩みを把握するために、先ほど一部御説明しておりますマーキングをして、点検ごとにこのマーキングにずれがないかどうか、多少緩んでもすぐ漏洩にはならないと思います。こういった緩みを早期に発見するために、マーキングを行い、ある一定の期間の点検ごとにこのマーキングのずれがないかどうかということを確認することによって、ナットの緩みを事前に把握するという対策を今後とっていきたいというふうに考えております。

それから、6 ページでございます。5 番目の収集運搬に関するトラブルについてということでございます。

収集運搬中、これは保管中も含めてでございますけれども、前回の監視委員会から4 件の漏洩事例がございます。そのうち3 件、これが我々の施設に受け入れてから保管中に油が漏れ出したもの、それから1 件は運搬中に漏洩したものであるという内容でございます。

やはり 30 年～40 年、長期にわたって保管されていた古いものということでございます。やはりちょっとした振動、あるいは温度が高くなったりというような状況の変化で油が漏れるというような事象が見受けられます。こういった事例も、今後しっかり参考事例として、こういったことが起こらないようにしっかり行っていきたいというふうに思います。

それから、(2)に関しましては、運搬時に養生が不良であったものという事例が 1 件ございました。

これは、大型トランスの閉止フランジが打たれている部分でしたが、この閉止フランジに実は 5 ミリ程度の穴があいた状態であったというのが見逃されて運搬されてしまったというものでございます。

こういった事例もあるということで、全収集運搬事業者に対して、注意喚起も含めて対応したところでございます。

それから、7 ページ目になります。これも毎回御報告させていただいております。所内に溜まっております運転廃棄物についてでございます。

平成 26 年の 2 月末時点、前回の監視委員会では、残りのドラム缶は 2,222 本ございますという御報告をしております。今回、12 月末時点で 2,326 本、減らすと言いながら実は 100 本少々増えておるという状況がございます。このドラム缶は、やはり定期点検を経ますと、その点検作業で出てくる運転廃棄物が一気に増えるというのがございます。前回は 2 月ですから、この間に 2 回の定期点検が開催をされております。12 月というのは、ちょうど 11 月の定期点検が終わった後ということで、減らすと言いつつ増えている結果にはなっておりますけれども、7 ページの一番下でございますが、外部処理という意味で認定施設への払い出しでございます。5,000ppm 以下の低濃度の汚染物に関しましては、認定施設で処理ができると、こういった活動も既に始めております。また現在、倉庫内に溜まったドラム缶を減らすべく、全てのドラム缶の中をあけて確認作業、それから分別作業を進めております。この作業が終われば、ある程度運転廃棄物を減らすための促進が図られるだろうというふうに思っております。運転開始当初は、こういった認定施設への払い出しというような制度がございませんでした。そのために、ドラム缶には種々雑多なものが分別されないまま入れられているという状況がございました。これらをしっかり認定施設も使って処理するためには、こういったまず分別が必要になります。こういった活動をしっかり今後やらせ

ていただいた上で、運転廃棄物を減らしていきたいと考えておるところでございます。

それから、8ページ目になります。地域とのコミュニケーションについてということで、ここに平成25年度、それから平成26年度は1月5日現在ということではございますが、表に記載のとおりの方々に御見学をいただいておりますということでございます。

平成25年の12月から開始しております見学後のアンケートに御協力いただいた方の集計をそこに記載をさせていただいております。「その他、御意見・御要望等、御自由にお書きください」というようなところで、いろんなコメントもちょうだいしております。これらのコメントも見学者、あるいは住民の声として、こんな意見をいただきましたというのも、毎月行っております安全の日の集会、こういったところでこんな声がありましたよということも紹介をしつつ、先ほどありましたとおり、地域住民の方々の御理解によってこの事業が成り立っているんですよというところもしっかり伝えるようにということで紹介するということも行わせていただいております。

それから、9ページになります。周辺自治区、関係自治区は19自治区ございますけれども、情報提供ということでございます。年度始め、あるいは現在も新年の御挨拶、それから我々としては先ほど東部長から御報告させていただきましたとおり、会社名が変わっております。こういった内容の御報告ということで、自治区の方へ御挨拶させていただいております。

それから(3)、平成25年度から開始いたしましたJESCOの地域協議会に関しましても、今年度開催をしております。開催の記録としまして、1枚おめくりいただいた次のページに地域協議会の開催記録ということで載せさせていただいております。ちょっと時間の関係で説明は割愛させていただきますけれども、継続した活動を行っておりますということを御報告させていただきます。

それと最後になります。事業だよりの発行ということで、これも継続して発行させていただいております。

以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして皆様のほうから御意見、あるいは御質問はありますか。

C委員、どうぞ。

【C 委員】 6 ページで、先ほど御説明がありました、作業部会でも言わせていただきましたけれども、ナットの緩みに対する対策でございますけれども、今回、点検の頻度を見直して、合いマークのずれがあるかないかというのを確認していくとおっしゃっていただきました。先ほど B 委員からも御質問と御要望がありましたように、実施内容につきましては、これは作業部会ではこれ以降確認・御報告いただいておりますので、また次回なり次々回に御報告いただけますよう御準備をよろしくお願いいたします。

【JESCO（石垣所長）】 はい、承知いたしました。

【委員長】 ありがとうございます。

そのほかよろしいでしょうか。

ナットからの油漏れということでしたが、今回の事例につきましては、しっかりと分析をしていただいていると思います。その上で、本社から JESCO の全事業所に横展開していただいて、外部漏洩、あるいは作業員への曝露がないようにぜひ努めていただくように、JESCO 本社にお願いしたいと思います。

【JESCO（東部長）】 この事例に限らず、こういうトラブルがあれば 5 事業所で情報共有する、まさに水平展開ということをやっておりますので、この件についても当然、やらせていただいておりますし、再発防止を進めていきたいと思っております。

【委員長】 お願いいたします。

それでは、その次の議題ですが、「豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について」、事務局からお願いいたします。

【豊田市環境部（近藤環境保全課長）】 資料 3、「豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について」をごらんください。

1、「豊田 PCB 廃棄物処理施設への立入検査の実施状況」でございます。

前回の安全監視委員会後、この 1 月 22 日までの立入状況について説明をさせていただきます。

JESCO への立入りについては、表 1 のとおり 19 回実施しております。それぞれの立入りにつきましては、表の中に括弧で書いてございます目的を確認するという目的を持って全ての立入りを行っております。

細かな概要につきましては、下の表、それから 6 ページに写真が載っておりますので、そこで確認をいただければと思います。

この立入りにおきましては、先ほども報告がありました 10 月 10 日に発生した事故についても、現場のほうの確認をさせていただいております。

3 ページをごらんください。2、「安全監視委員会作業部会の開催について」でございます。

6 月 24 日及び 11 月 14 日、2 回の安全監視委員会作業部会を開催しております。内容につきましては、6 月におきましては、小型トランス解体エリアの改造後の処理状況の確認でございます。11 月につきましては、10 月 10 日に発生した素子裁断エリア内漏洩トラブルに対する JESCO の対応について意見をいただいております。

作業部会 2 回の内容につきましては、作業部会の委員でございます C 委員のほうから御報告をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【C 委員】 それでは、私から作業部会の開催状況について御説明をいたします。

6 月 24 日に行いました作業部会におきましては、昨年度 JESCO 豊田事業所で実施いたしました施設改造を行いました小型トランス解体エリアにおける施設改造の内容や、実際に行われている手解体作業について、現地で確認をいたしました。

その際、グローブボックスで解体作業をしている上をホイストクレーンが通過するという上下での作業を確認いたしました。こういう作業は、場合によっては危険を伴うというふうに感じましたので、このような作業はどうしても行わなければならないのかと、そういう意識で改めて作業内容を今後御確認いただきますよう JESCO をお願いをいたしました。

また、施設の改造につきましては、過去の経験を生かして事前に漏洩リスクを網羅的に評価をいただいておりますという事で、非常によい取り組みを実施されておられるということも確認いたしております。

続きまして、11 月 14 日に行いました作業部会におきましては、これは 10 月 10 日に発生した素子裁断エリアでの作動油漏洩トラブルについての概要と対策状況について意見交換を行いました。

主な意見としては、資料に掲載してございますが、特に同一・同類の機器でのチェックや、配管等の劣化、これにつきましては、振動による評価・実験という原因追及がしっかりされており、技術的な検証がされておることが確認できました。

また、今回のトラブルは、従来、PCB が混入するとは考えていなかった箇所への PCB の混入ということで、この油が管理区域を超えて移動する可能性があるというこ

とがわかりました。今回、PCB の処理期限がさらに 10 年延長されるということもご
ざいますので、今後、同様のトラブルを起こさないよう、当事業所だけでなく、先ほ
ど委員長からもございましたように、本社がリーダーシップをとっていただいて、全
国の他の事業所と情報の共有化をさらに一層進めていただきますようお願いをいたし
ました。

簡単ではありますが、以上で活動状況の報告とさせていただきます。

【豊田市環境部（近藤環境保全課長）】 ありがとうございます。

これらの委員からの意見につきましては、JESCO 対策の参考とさせていただいて
おりますので、あわせて御報告いたします。

続きまして、3、「PCB 処理事業延長に係る環境省に対する回答」でございます。

冒頭、環境省 角倉様のほうから、豊田市の要望内容、概要については御説明をさ
せていただいておりますので、少し省略しながらお話をさせていただきます。

この回答につきましては、既に平成 25 年度の第 3 回安全監視委員会の中で、国の
計画変更について御案内をさせていただいたところでございます。国への回答につき
ましては、地元の自治区、それから市議会からの意見を踏まえ、先ほどの環境省の 4
つの条件を付して、昨年 4 月 24 日に、条件の承諾を前提に計画の変更の
ことについて同意をさせていただいております。

回答につきましては、参考資料 1 に添付をさせていただいておりますので、細かく
は後で御確認をいただければと思います。

環境省からは、翌 25 日付で豊田市の条件を承諾する旨の回答がございました。こ
の回答につきましても、参考資料 2 ということでお手元にございますので、後ほど御
確認ください。

続きまして、4 ページをごらんください。4、「PCB 処理事業延長に係る JESCO
への要請について」です。

PCB 処理基本計画の変更について、地元自治区、それから市会議員の方々に説明す
る中で、過去の PCB 漏洩事故に対する心配の声が多く寄せられております。国への
同意の回答とあわせて、JESCO に対しても要請を行っております。

要請文書は、参考資料 3 ということになります。

要請の内容については、大きく 3 点でございます。

1 点目は、PCB の処理事業は地域住民の理解及び協力、そして信頼を前提に成立し

ているということを、豊田 PCB 処理事業所で働く全ての方が改めて強く認識するというもの。それから2点目は、引き続き安全な PCB 処理を行い、一刻も早く PCB が処理されること。3点目は、ここに記載してございませんが、今まで豊田市、それから市議会のほうから意見書や要望書が JESCO のほうに出されております。それらについて再確認を行い、その回答に対する対策を確実に行ってほしいといったものでございます。これらについて JESCO のほうに要請したところでございます。

また、豊田 PCB 処理事業所で働く全ての従業員に対して、これらの内容と安全作業の徹底についての啓発をするため、平成 26 年 7 月 16 日、それから 23 日に開催された JESCO の安全セミナーの中で、市職員が直接従業員に対して、住民の声や安全作業についてのお話をさせていただいております。

これについては、初めての試みでございまして、その後、JESCO で行っていただいたアンケート結果を拝見したところ、市の職員から直接話をすることは非常によかったというような声もございますので、今後も適宜実施を考えていきたいと思っております。

続きまして、5、「PCB 環境モニタリング調査費用の負担について」です。

この調査は、設立のときに地元の自治区の皆様とのお約束でやっております調査でございます。処理施設の周辺環境への影響を調べるため、PCB 環境モニタリング調査、大気、河川水質、河川底質、土壌、これらについて行っております。

当初の PCB 処理期限は 27 年末ということで、期間延長がされる 28 年度以降の調査費用について、これが新たな負担になってくるということで、国、それから広域協議会で協議をいただき、PCB 環境モニタリング費用の負担をしていただくということをお願いし、そのとおりに対応する予定であるとの回答をいただいております。そのことによって、これらの費用については今後、豊田市の負担が非常に軽減されるということになりましたので、御承知おきいただければと思います。

6 点目、「豊田 PCB 適正処理ガイドラインの改正について」です。

国の PCB 廃棄物処理基本計画が改正され、期間の延長や PCB 廃棄物処理の広域化に対応するため、地元の自治区、それから市議会からいただいた意見、それから御要望を具体的に担保するため、昨年 8 月に豊田市 PCB 適正処理ガイドラインを改正しております。

改正に伴う主な変更点は 4 点でございます。

1点目は、豊田市内を運行する車両の安全性の確保でございます。

今後、大阪エリアからこちらのほうに持ち込まれる PCB がございます。これらの安全を担保するため、持って来られる収集運搬業者について、こちらのほうで今までやっておりました協定ですね、「豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬に係る安全性と環境保全の確保に関する協定」を市と締結している事業者しか搬入できないという記述をさせていただきました。

また、単に豊田市内を通過する車両においても、GPS を備えるとともに、事故時、救急時には市に連絡が入る体制の見直し。それから運搬経路においても、情報公開ルームで公開できるようにガイドラインで記載をさせていただきました。

2点目、PCB 無害化処理認定施設を活用した処理についてでございます。

これまでのガイドラインにおいては、処理後の廃棄物を施設外に出す場合は、判定基準に適合する、いわゆる PCB 廃棄物に該当していないということが前提でございました。今回、国の処理基本計画で処理促進策として掲げられております無害化認定施設を活用して処理する場合、この無害化認定施設における受入基準に適合しているということを確認してから搬出するという形で、少し基準を変えさせていただきました。

3点目、定期点検及び長期設備保全計画についてでございます。

これは、処理期間の延長に伴う施設の安全性の確保になります。処理期間が延長されても施設を適切に稼働させるために、適切に定期点検をするとともに、施設の経年劣化を考慮した長期設備保全計画を策定し、これに従った設備保全を行うことを定め、安全性を確保させていただきました。

4点目、地域協議会の設置及び開催についてです。

既にここ豊田 PCB 処理事業所で行われています地域協議会について、ガイドラインで改めて位置づけをさせていただいたものでございます。

これらの豊田市 PCB 適正処理ガイドラインの改正点は、8月19日に JESCO 豊田 PCB 処理事業所が開催した説明会で、収集運搬業者に周知をさせていただいたところでございます。

以上で説明を終わります。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の御説明につきまして、皆様のほうから御質問あるい

はコメント等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

D 委員、いかがでしょうか。

【D 委員】 しっかりやっているとします。

【委員長】 それでは、先に進めさせていただきます。

豊田市は、地域住民、あるいは市議会から出された意見を担保するための条件を国に付して、その条件の承諾を前提に国の基本計画の変更について了承し、国は、市から提示された条件について承諾したということでした。国のほうはこれを踏まえて、どのような取り組みをされ、あるいはしてくのでしょうか。その辺について御意見を伺いたいと思います。

【環境省産業廃棄物課（中野課長補佐）】 環境省産業廃棄物課の中野と申します。

私のほうから、今の項目につきまして、配付させていただいている資料をもとに御説明をさせていただきます。

資料4をごらんください。上側に、今まで御説明がありましたけれども、基本計画変更までの主な経緯を囲みで書いております。

こちらにありますとおり、平成25年の10月に豊田市に御検討をお願いさせていただいて、その後、私どもとしては、私どものほうで開催する専門家の助言をいただくような検討会も開催しながら、昨年4月に豊田市長から要請に対する回答をいただいて、我々からも大臣のほうからそれに対する回答をさせていただいたというところでございます。

ここまでが、これまで御説明があったところでございますが、さらにその後、国の計画でございますから、国民の皆様にも御意見を聞くようなパブリックコメントをさせていただいた上で、26年の6月6日に基本計画の変更告示をさせていただきました。

まずその基本計画の変更の内容につきましては、この資料を1枚おめくりいただきますと、2枚目に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について（概要）」という表題の紙がございますので、こちらをごらんください。計画書本体は、今回、別の参考資料4という形で一式お配りさせていただいておりますが、非常に長文になってございますので、このポイントについてはこちらで御説明させていただきます。

変更の背景については、御案内のとおりでございますので、2番の主な内容から御説明をさせていただきます。

変更の内容につきましては、(1)、(2)とありますが、まず(1)今後の処理体制でございます。

これについては、昨年までのこの会議の中でも御説明を申し上げてまいりましたが、特に JESCO が処理する高圧トランス・コンデンサ、それから安定器等・汚染物につきましては、4点書いてございますが、安全操業を第一としつつ、一日でも早く処理をするということ。

それから、JESCO の5つの PCB 処理事業所の長所を生かして、これまでのエリアの処理に加えて処理能力を相互に活用するような処理をするということ。

それから、安定器等・汚染物の処理につきましては、北九州 PCB 処理事業所と北海道 PCB 処理事業所を活用して処理をするということでございます。

それから、処理期限は残念ながら延長させていただくことになりましたが、新たに計画的処理完了期限と事業終了準備期間という2つの期間を設けて、最長でも平成37年度までに JESCO でこの高濃度の処理を完了するというような中身とさせていただいたところでございます。

また、この計画自体は PCB 廃棄物ということで、ほかに微量 PCB 廃棄物ですとか低濃度 PCB 廃棄物というところがございますが、こちらの処理体制は、JESCO ではなく、無害化認定制度などを活用するというのを位置づけているところでございます。

それから(2)が主な取り組みということでございまして、特に豊田市長からいただいた受入条件とも密接に関係するんですが、ここではポイントとして3つの観点で書いております。

今後、この計画に基づいて行われていく取り組みのことを具体的に書いておりますが、まず①JESCO における安全を第一とした適切かつ確実な処理ということでございまして、これまでもこの会議でも懸念されてございます施設の経年劣化というものを考慮して、施設の長期設備保全計画の策定ですとか、それに基づく設備の点検・補修・更新というものを、国がしっかり資金を補助しながら計画的に行っていくことで、施設の健全性を担保していくということでございます。

さらにこれに加えて、これまでも行っておる日常的な工程改善というものをさらに推進していくようにさせていただくということでございます。

それから②ですが、一日でも早い処理完了に向けた処理促進策ということでござい

まして、期限は残念ながら延長しましたが、それを再延長せず、かつ一日でも早く達成するための取り組みといたしまして、これも冒頭、角倉のほうから申し上げましたが、都道府県市、それから国、JESCO などが協力して、未処理の事業者の掘り起こしですとか一覧表の作成、あるいはそういった方々の期限内の処理を指導するような取り組みを実施していくこと。さらには、処理費用の負担能力が低いような方に対する支援、あるいは逆に、意図的に処理を委託しないような方に対する対策の検討ということも行っていくということを位置づけさせていただいたところです。

また、微量 PCB 廃棄物につきましては、現在、無害化認定ですとか都道府県の許可という形で行われておるんですけども、これがさらに処理が進んでいくような検討もしていくというふうなところを位置づけさせていただきまして、全体としては、これによりまして、もしこの計画変更しない場合の試算として、平成 49 年度まで場合によっては JESCO での処理がかかるというような見通しのあったところを、何とか 37 年度までに短縮させていただいて処理を完了するような計画とさせていただいたところがございます。

めくっていただきまして裏面には、これは昨年の 3 月のこの会議でも御説明いたしました広域処理の体制を記載させていただいたところがございます。

特にそのほか処理計画の関係でいきますと、豊田市からの条件の中には、一層の JESCO の情報の公開といったところも条件として付されているところがございます。そちらについては、今のポイントには書いてないんですが、参考資料 4、基本計画全体版のほうの 15 ページをごらんください。こちらの上から 2 番目の段落に 2、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の推進に必要な情報の公開」ということで、情報の公開を進めていくということも記載させていただいたところがございます。

このような計画を昨年の 6 月に告示させていただいたところがございますが、6 月以降にどのような取り組みをさせていただいたかということは、資料 4 の最初のページに戻っていただいて、真ん中から下に、変更された基本計画に係るこれまでの取り組みというふうに、これもポイントで記載をさせていただいてございます。

ここでは大きく 2 つのカテゴリーに分けておりますが、まず 1 番として、処理の安全性の確保ということがございますが、私どもといたしましては、JESCO を指導・監督する立場でございますので、この立場として、施設の健全性の確保、あるいはトラブルの防止、災害対策、計画的な処理推進のための監督を行っているということ

ございます。

具体的には、現在進行形のものもありますが、5つの観点からの取り組みを進めているところがございます。日常点検ですとか定期点検を引き続ききちんとやっていくこと。それから長期保全計画を策定すること。さらには、これまで残念ながら発生しておるトラブル、これをやはり全部もう一度ちゃんと総ざらいをして、この期限延長間での処理が確実に行われるようなトラブルの再評価、それから水平展開をしていく。あるいは災害に対しても、現状の災害対策というものは、今後の科学的知見なり想定、前提条件の変化によって変わっていく可能性がございますので、そういった場合にも、随時必要に応じた追加措置を検討できるようにするという。さらには、これも受入条件にございましたが、広域的に廃棄物が搬入していくことになるわけがございますが、これを円滑に行うための取り組みを進めていくというようなことを、JESCOと一緒にやってまいるといことでございます。

それから2番目、処理促進策でございます。こちらにつきましては、まずは期限内処理を進めるためには、前回のこちらの会議でもたしか委員から御意見としていただいたと記憶してございますが、そういった掘り起こし調査につきましては、都道府県を中心に関係機関とも協力して行っていくこと。あるいは施設設置自治体、こちら豊田市の皆様方がそういった施設を抱えているということに対するその貢献度を考えた搬入、ごみを出すほうの自治体の協力を推進していくこと。あるいは、こういったことをしっかり都道府県のPCB処理計画にも位置づけてそれを実行していくんだということについて、しっかりお願いを都道府県にはさせていただいたところでございます。

それから、それをさらに遺憾なく運用していただくために、我々として全国の都道府県市の担当者に集まっていただきまして、説明会を開催させていただきました。

また、この掘り起こし調査につきましては標準的にはどうやればいいのかということについて、我々もこれまでの知見等を踏まえて、標準的なやり方というものを都道府県市に見本としてお示しするようなマニュアルの策定もさせていただいたりしているところがございます。

それから、料金負担能力のない方に対しましては、これまでも処理料金の7割を中小企業者に対しては支援しておりましたが、その支援対象の拡大ですとか、さらに個人でこういったPCB廃棄物処理のための実入りが無いような、特に負担能力が著し

くないような方に対しては、その支援割合をさらに大きくしたというような対策も既に実施しているところでございます。

また、特にこの掘り起こし調査ですとか事業者への指導、あるいは都道府県計画の改定などにつきましては、私どもといたしましても、その進捗状況をしっかり把握するために、都道府県市における取組状況の調査というものを定期的の実施させていただくというふうに考えているところでございます。

特に参考資料5では、各自治体に今回の計画改定の趣旨ですとか、お願いさせていただく事項について、26年7月に通知させていただいた資料を、そのまま参考資料5として添付させていただいておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

私からの御説明は以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

ただいまの環境省のほうからの御説明にもございましたように、豊田市は、JESCOに対して早期安全処理等について要請を行っているということですが、当初の予定よりも10年施設の稼働が延長されたということにつきましては、地域住民の皆様にとりましては、施設の経年劣化とか、いろいろと不安な面が出てまいります。このことを踏まえて、これまで石垣所長が陣頭指揮をとっていただいているJESCO豊田事業所の今回の延長に対して、住民の方々の不安を払拭するために、安全操業に関して皆さんが納得していただけるようなご発言をいただきたいと思いますが。

【JESCO（石垣所長）】 先ほど豊田市のほうから御説明がありましたとおり、この処理期限の延長の際に、参考資料3になりますが、豊田市長名で我々JESCOの矢尾板社長宛てに要請文書をちょうだいしておるところでございます。これに基づいて、我々の今後の取り組みという意味で、資料5にまとめさせていただいております。この資料5に従って御説明させていただきたいと思います。

豊田市のほうからいただきました要請書の中に、平成23年3月3日付でちょうだいいたしました意見書、それから平成24年2月21日付でいただきました豊田市議会議長からの要望書という中身が記載されておるところでございます。この資料5の1ページ目真ん中下の1番のところに、平成23年3月3日付の豊田市からの意見書の内容とJESCOの対応状況という取りまとめをさせていただいております。

ここでは、この意見書が提出されるに至ったその経緯、どんな事故が発生したかということも含めて、この前文のところに記載をさせていただいております。

それから2ページ目になります。この我々がちょうだいいたしました意見書は、このときには全部で6項目ございました。その留意事項の内容というところに書いてある文が豊田市のほうからいただきました意見書の6項目ということになります。それぞれの現在の対応状況について、表の右の欄に記載をしております。

それから3ページ目、2番といたしまして、平成24年2月21日付の豊田市議会議長からいただきました要望書の内容、並びにJESCOの対応状況ということで、1の項目と同様、(1)でその要望書をいただくに至った経緯、それから(2)といたしましてその要望書の内容、どんな要望をいただき、JESCOとしてどんな対応をしておるかというようなところの概要を記入させていただいております。

それぞれ項目数が多いございます。しっかりやっておるところは書かせていただいておりますけれども、この資料5の1ページ目の前段部分に、前書きとして、今後、この豊田PCB処理事業所として、あるいは本社も含め、運転会社も含めて、しっかりやっていきますというところの決意表明という意味で、この前文のところに記載させていただいております。資料5の5行目からになります。

豊田PCB処理事業所としては、この事業所におけるPCB廃棄物処理事業は、施設を立地している行政及び住民の方々の御理解・御協力、及び御信頼を前提に成り立っているということを、この事業所で働く全職員が認識をして、また事故・災害を絶対に起こさないという強い意志を持って、JESCO、運転会社、プラントメーカーが一丸となって、安全かつ確実な処理の確保に努めていきます。

また、昨年度強化した組織体制を維持し、この組織体制の強化につきましては、改善計画書取りまとめの際に、この監視委員会にJESCOの矢尾板社長が出席をさせていただきまして、それらの対策を実行するために体制をしっかり整えます。並びにその体制に必要な資金もしっかり手当をすると、この監視委員会でお約束をさせていただいております。

このことを踏まえまして、きょう資料1というところで津森のほうから御説明をさせていただいておりますが、漏洩防止担当という意味で、体制の強化も図らせていただいております。この体制をしっかり維持をしていきつつ、現在、実施中のヒヤリハット・気がかり活動、あるいはKY活動、これをより効果的なものとする。あるいは漏洩リスク低減のための必要な設備改善を進めるなど、安全対策の一層の充実に努めていくということをさせていただきます。

また、来年度、先ほど漏洩リスクをいかに低減させるためにどうしていくかという
ようなお話もございました。そこも今後、しっかり明確にしていきますが、ものによ
っては、かなり資金のかかるというのも当然でございます。こういったものを本社のほ
うに予算要求をしながら進めていかないと、なかなか進まないというものもございま
す。実際、来年度の予算要求で要求させていただいている項目もでございます。こうい
った設備改造も含めて、しっかり進めていきたいというふうに思っております。

それから、最後の段落です。処理期限の延長による施設の老朽化対策。これもきょ
うの中でも話が出ております。これについては、社を挙げて長期保全計画の策定に取り
組んでいるところであり、設備の健全性の確保に向けて細心の注意を払って取り組
んでいきます。現在、この長期保全計画はほぼまとまりつつあります。我々JESCO
においては、事業部会という有識者による専門部会を持っております。今度この取り
まとめを行いました長期保全計画を、専門の先生方の御意見をちょうだいしながら、
最終的なものとしてその計画を定めていきたいというふうに考えておるところでござ
います。この内容については、また次回の監視委員会、あるいは作業部会ということ
になるかもしれませんが、この場でまた御報告をさせていただきたいと思えます。

こういったことを進めることによって、処理期限が残念ながら延長ということには
なっておりますけれども、皆様に安心していただけるような操業を継続して進めてい
きたいと考えております。どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

PCB 処理計画の延長に伴いまして、ただいま石垣所長からは引き続き安全操業に関
して強い決意を述べていただきましたので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思
います。

一方、JESCO の事業を早期に終了させるためには、この東海 4 県の自治体が足並
みをそろえて協力していただくことが重要だと思います。それに関連しまして、本日、
各自治体からオブザーバーで御参加いただいておりますので、現状の取組状況につい
て少しお話しただけるとありがたいのですが。

まず、順番に愛知県のほうからお願いできないでしょうか。

【愛知県環境部資源循環推進課（後藤廃棄物監視指導室担当）】 愛知県環境部資源循
環推進課廃棄物監視指導室で担当しております後藤と申します。室長の石黒ですが、

本日どうしても外せない用事ができてしまいまして、緊急でかわりに私が代理ということで出席させていただいております。

愛知県の取組状況ということですが、環境省の説明の中でも触れられておりましたが、PCB 廃棄物の掘り起こし調査について簡単に御説明させていただきたいと思いません。

県の行政といたしましては、PCB の処理事業を早期に終わらせるためには、把握済みの PCB の処理だけでなく、今後把握されてくるであろう未把握の PCB を早期に把握し、JESCO への機器登録を行い、処理手続を行える状態にすることが重要だと考えております。

具体的には、昨年度愛知県内で登録があります自家用電気工作物設置者、これは PCB のもの、PCB でないもの全て含んだものですが、約 2 万 8,000 ありましたが、これに調査表を郵送する形式で調査を実施したところでありまして、回答があった事業者が約半数の 1 万 4,000 者ありまして、この中で PCB 含有機器、もしくは PCB が含有しているかどうかわからないもの、こういったものも含めまして回答があったところが 260 者ございました。この 260 者に対しまして、愛知県としまして個別に電話連絡や現地確認などを行い、保管状況の確認、届出・登録等の指導を行っているところであります。

今後は、調査表の回答がなかった半数のところにつきまして、フォローアップ調査を行うことを検討しておりまして、具体的な方法につきましては、掘り起こし調査を今、行っている最中でございますので、この結果を取りまとめながら、効果的・効率的な方法について検討していくことを考えております。

手短ではございますが、以上になります。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、岐阜県のほうからお願いします。

【岐阜県環境生活部廃棄物対策課（安藤技術課長補佐兼産業廃棄物係長）】 岐阜県の安藤と申します。

私のほうからは、岐阜県における PCB 廃棄物の早期処理に向けた取組状況について御説明をさせていただきます。

岐阜県におきましては、平成 25 年度から 26 年度にかけてまして、他県の事例も参考にさせていただいた上で、中部近畿電気保安監督部から提供いただきました電気工作

物の使用を廃止した事業者リストを入手いたしまして、県のほうで把握しています保管事業者との突き合わせを行いまして、未届け者に対する届出書の提出の指導をしたところであります。

今後は、環境省の掘り起こし調査マニュアルに沿って、早期処理に向けた事業者の指導を行っていくこととなりますけれども、環境省が提示していただいた自家用電気工作物設置者は、県内で約 8,000 事業所にのぼるということでございますので、計画的に複数年をかけて今後、調査を行う予定をしております。その結果、未処理事業者の一覧表を作成するという予定をしております。

あわせて、未処理事業者に対しては、立入調査も含めたあらゆる機会を捉えて、早期処理に向けた周知・指導を行っていくこととしております。

なお、早期処理に向けた取り組みの基本的な事項については、ことしの3月に改定を予定しています岐阜県の廃棄物処理計画の中でも位置づけております。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

静岡県お願いします。

【静岡県くらし・環境部環境局（栗田廃棄物リサイクル課班長）】 静岡県のくらし・環境部廃棄物リサイクル課の栗田と申します。

まず最初に、豊田市始め関係の皆様のお力で本県の PCB 廃棄物が豊田で処理されますことに感謝を申し上げます。

さて、静岡県の現状と取り組みでございますが、JESCO における処理状況は、今、静岡県はちょうど2巡目を行っているところで、来年で2巡目が終了するという状況でございます。

また、国の基本計画の改定を受けまして、県の基本計画を変更手続中でございますが、この中で安全かつ一日でも早期に終了する、こういうものを基本指標として変更作業を行っている状況でございます。

期限の延長や変更、こちらのほうは、国の計画の変更を受けまして、既に講習会等で事業者のほうに説明しているところでございますが、特にやはり今回の延長は単純な延長ではないというところは強く申し上げているところでございます。

また、今後この県の計画が変更された後については、事業者に限らず、広く知っていただかないといけないということで、県の広報誌等を使って広く周知するというこ

とを考えております。

また、早期終了に向けての取り組みといたしましては、1つは、やはり登録されていて、あるいは届出されていても、実際には委託してないという事業者がいらっしゃいますので、そういう方は、2巡目が終了すると確定されていくことになりますので、個別に立入検査を行っていく。

それからまた、機器を使用されている方につきましては、関係機関と情報を交換して、やはり早期の更新をお願いしていくということでございます。

最後に、掘り起こし、やはりこれは非常に重要なことでございますので、こちらにつきましては、ガイドラインや他県事例を参考に、的確にやっていくというところがございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

では、最後になりましたが、三重県お願いします。

【三重県環境生活部廃棄物対策局（窪田廃棄物・リサイクル課廃棄物規制・審査班長）】 三重県の環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課の窪田と申します。よろしくお願いします。

日ごろは、三重県の PCB 廃棄物の処理に御理解いただきまして、どうもありがとうございます。

三重県におきましては、これまでの指導状況といたしましては、平成 20 年から PCB 廃棄物に特化して専門員を 2 名雇用しております、平成 13 年当時から、既に協会自体はないですけれども、財団法人の電気絶縁物処理協会というところの、1,800 者程度三重県内で PCB が使用されていたというデータをもとに、全ての事業所において一たん立入調査をさせていただいております。

おおむね 3 年程度で立入調査をさせていただきまして、その中で使用中のものであるとか保管中のものについて、JESCO への登録であるとかそういったことについて指導を進めてきているところです。

現在においても、立入調査は続けておりまして、25 年度、26 年度の立入りの実績としては、おおむね 400 件程度、毎年立入りをしております、通常の適正保管の指導だけではなくて、保管事業にはかなり高齢の方が多いため、そういったところに対して JESCO への登録の仕方であるとか、書類の書き方であるとか、そういうきめ細かな指導をさせてもらって、早期処理ができるように協力しているところです。

また、環境省のほうから、今年度において高圧電気機器の保管、高圧電気機器の使用事業所のデータをいただいておりますので、そちらについては、来年度に予算措置を講じまして、マニュアルに基づく調査を実施させていただくとともに、それらについても1万2,000者程度あるんですけども、ちょっと時期がなかなかありませんが、これらについても、回答のないようなところについてはフォローをしていくように思っておるところです。

【委員長】 どうもありがとうございました。

ただいま御発言いただきましたように、「今回の処理計画というのは、単純な延長ではない」というのは非常に重い言葉です。そのような取り組みでぜひ早期の掘り起こし、それから未処理のものを早く処理促進していただくようお願いしたいと思います。豊田市では既にかなり掘り起こしを進めておられ、ノウハウをたくさん持っておられますが、ただ今の4県の皆様とでノウハウの授受をやってらっしゃるのでしょうか。

【豊田市環境部（市川廃棄物対策課長）】 豊田市廃棄物対策課の市川でございます。

本市における掘り起こし調査等々につきましても、他縣市同様、国から示されたマニュアル等に基づいて現在、調査をしている、あるいは先ほど御発言があったかと思えますけれども、いまだ回答のない事業所についての一覧表をつくって、電話なり立入りなりで確認していくという作業を今後やっていく予定をしておるところでございます。

【委員長】 豊田市の取り組みは随分効率的にやっておられますので、私のコメントの趣旨は、ノウハウのないところをカバーしてあげるように、コミュニケーションをとっていただけると良いのではないかと思った次第です。

【豊田市環境部（市川廃棄物対策課長）】 県内の政令市間、あるいは東海地区の都道府県・政令市間における会議の中で、そういった意見交換も今後させていただきながら、必要なところは私どもも吸収しながら、お互いにノウハウを提供し合いながらやっていきたいと、このように考えております。

【委員長】 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これまでの御説明について、委員の皆様方から何かお気づきの点がございましたらどうぞ。前に戻っていただいても結構ですので、何か御発言はありませんでしょうか。

どうぞ、E委員。

【E 委員】 10年延長してということが今後の基本計画で、見せていただいておりますが、多分、JESCOさんは、その量と安全性について強い決意表明されて、そちらは10年以内に処理できる見込みはほとんどできておると思います。

ただ、この処理促進策が、10年以内に終わるというJESCOの処理に対して、その見込みがどうも聞こえてこないんですけれども。こういう1年後なり2年後なりに処理促進策についての見直し、あるいはその検討も、どこで見直されるか少し教えていただけるといいかなと。10年以内に終わるというその見込みがよくわからないのですが。

【委員長】 環境省のほうからお願いします。

【環境省産業廃棄物課（中野課長補佐）】 今まで私どもの説明だと、この新計画、これまで取り組んできて、今後直近に取り組んでいくことを御説明いたしました。まさにじゃあ、この新計画に基づいた施策の進捗状況をどうやって管理するのかということが、今のE委員の御質問かと思えます。

私どもとしては、まず全国的に2つのモニタリングというか、進捗状況を定期的に確認していこうと思っています。

1つは、これまでもPCB特別措置法の中では、保管事業者の方が毎年1回、前年度の保管状況を届けていただくという仕組みがあるんですけれども、これまでは実は、JESCOで処理すべき高濃度と、それから無害化認定等の事業者が行う低濃度というものの区別が余りつかないような報告になっていたのを、昨年2月に様式から改めて、今年度の報告から、高濃度と低濃度というものを丸をして届け出いただくことにさせていただいておりますので、これについては、毎年都道府県が集約した後、私どものほうで一元集約して、それを公表させていただいておりますけれども、まずこのデータをしっかり把握することで、今後は高濃度、特にJESCOのものであれば高濃度について、場合によっては都道府県別に変化のスピードがわかってくるようなこととなります。

こういったことから、まず残りの台数の減少割合というものがモニタリングできますし、それに加えて、今この各自治体のほうでおっしゃっていただいた都道府県計画の変更ですとか、あるいは掘り起こし調査の実施の状況、こういった施策の取組状況についても、私どもは各都道府県の皆様に定期的に実施状況をお伺いさせていただいて、そちらについても、全国的な取組状況、進捗状況というのを私どものほうでは

把握させていただいて、そこで進み具合を踏まえながら、私どもはこの計画変更のときに、私どものほうで設置して開催しております検討会がありますけれども、あちらでも実は昨年、計画変更の最後の検討会で申し上げたんですが、今後は、その検討会においては、定期的開催をさせていただいて、この施策の進捗状況ですとか我々の取り組みの状況はそこで随時御報告させていただいて、お気づきの点はまた引き続き助言をいただくようにさせていただきましたので、こういったところで、まずは私どもとしては、総合的に施策の進捗管理というものを行っていきたいと考えているところでございます。

【委員長】 ただ今の E 委員の御発言の趣旨ですが、データとして環境省が把握されていらっしゃる PCB の保有機器の台数は明らかになると思いますが、実際問題、掘り起こしの段階でまだわかってないのがどのくらいあるのかということがわからないと、処理計画がきちっとできているのかという疑問が生じます。

【環境省産業廃棄物課（中野課長補佐）】 掘り起こし調査につきましても、今年度この掘り起こし調査をこれからやっていってくださいと自治体の皆様をお願いさせていただいたので、これについては予算が必要になるようなこともありますから、本格的な実施は来年度からのところもありますけれども、まず私どもはその掘り起こし調査のマニュアルをつくったということをきょう御説明させていただきましたが、あれをつくるにおいて、先行的にこれまでそういった掘り起こし調査を行ってきた自治体というものも幾つかございます。例えば北九州市ですとか、それ以外の自治体もあるんですけれども、そういった中で、これまでやってきた掘り起こし調査のやり方で見ますと、実際に掘り起こし調査を行ったらどれぐらい新しく未届けの機器が出てくるのかというところの規模観ですが、少なくとも私どもがこれまで把握している知見からすると、今、わかっている保管量の全体の恐らく多くても 1 割に満たないぐらいしか出てこないぐらいの規模観、つまりはこれまでの届出制度等でほとんどのものは把握されていて、取りこぼされているものが大量にあるというよりは残り少ないというような規模観でございますので、恐らくその知見でまいりますと、全体的な計画を抜本的に見直すほどの量が今後出て来るような見通しにはならないであろうとは私どもとしては考えております。

【委員長】 量的にはそれでいいと思いますが、処理のますます困難なものが後に残されるということになって、本当にきちんとした計画ができるのか皆さん心配されて

いると思います。先ほど静岡県の方がおっしゃったように、単純な延長ではないんだということを肝に銘じていただくように、来週の国の検討委員会の場で、中野さんのほうから、豊田市の意見をお伝えいただけないでしょうか。

【環境省産業廃棄物課（中野課長補佐）】 おっしゃることごもっともだと思いますので、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

【委員長】 そのほか皆さんいかがでしょうか。

【D 委員】 資料6ですが、これは、処理計画の変更が11月ということですが、これは量をちゃんと調査しないと新しい処理計画はできないということなので、今年の6月に通知があって、ことしの11月というの大分時間があると思ったんですけど、これはやっぱりちゃんと調査をしてそれから計画を直すと、そういうことでよろしいわけですか。

【委員長】 資料6の2ページ目の3の今後のスケジュールを御指摘いただいています。そこに平成27年11月に計画を公表となっていますが、何をベースとした計画でしょうか。

【豊田市環境部（市川廃棄物対策課長）】 それも含めまして、資料6の説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

【委員長】 これから説明されるのでしたね。済みません。

それでは、続きまして最後の議題ですが、今ありました「豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改正について」、事務局お願いいたします。

【豊田市環境部（市川廃棄物対策課長）】 では、最後になりますけれども、「豊田市PCB廃棄物処理計画の変更について」御説明をさせていただきます。資料6をごらんください。

まず、「変更理由」でございますけれども、現在の豊田市PCB廃棄物処理計画につきましては、PCB特別措置法の規定によりまして、国が定めた基本計画に即して平成16年12月に定められたものでございます。

この国の基本計画が平成26年6月に変更されまして、それによってJESCOの各事業所の相互活用、処理期限の設定等々、新たな処理体制を推進する内容が追加されたということで、これに即した内容に本市の計画も改めるとともに、より一層安全監視体制を充実させるために、必要な変更を行うものでございます。

2の「PCB廃棄物処理計画の主な変更点」でございますけれども、まずPCB廃棄

物の現状と発生量、及び処分量の見込みにつきまして、現計画に記載されてある数値を、平成 26 年 3 月末時点の数値に置きかえる予定をしております。今、ここに記載のある数字につきましては、平成 25 年 3 月末時点の参考数値でございます。

続きまして、JESCO 各事業所の相互活用ということで、現在、記載のないところでございますけれども、この部分につきましては、安定器等・汚染物の処理、それから素子が炭化したコンデンサの処理、それからポリプロピレンが使用されているコンデンサの処理ということで、今後、広域的に動くものにつきましての記載をする予定となっております。

続きまして、処理期限の設定というところでございます。現在、全て平成 28 年 7 月 14 日という処理期限になっておりますけれども、この部分ですが、安定器等・汚染物、素子が炭化したコンデンサ、あるいはポリプロピレンが使用されているコンデンサ、それぞれ平成 33 年度、平成 34 年度ということで、北九州事業所、豊田事業所の処理期限に合わせて記載をする予定をしております。

続きまして、JESCO 豊田事業所の安全確保という部分でございます。この部分につきましては、安全性及び環境保全を確保するための方策など、現在、記載されているところでございますけれども、なにぶん施設の稼働前に策定された現計画のため、実際に各方策をどのように実施していくのか記載がない部分でございます。これを、各方策を、予防措置段階、漏洩事故発生段階、再発防止段階と 3 段階に整理した上で、JESCO 豊田事業所、市の役割もわかりやすく整理してまいりたいと思っております。

加えて、危機管理マニュアルを策定することとしましたので、この部分も記載し、とにかく市の監視指導体制を担保する計画としてこの計画を位置づけていきたいと思っております。

それから、市内 PCB 廃棄物の把握調査ということで、先ほども発言をさせていただきましたけれども、今後、具体的な把握調査等を記載していきます。今現在、国の保有調査のフォロー調査をやっておりますが、この部分とか、これからやっていく未処理事業者一覧表の作成と早期処理の指導という部分を記載する予定です。

最後に、微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理推進。現在、記載のないところでございますけれども、これを国の無害化処理認定施設を使った処理を推進していくという旨を記載する予定でおります。

今後のスケジュールにつきましては、先ほど D 委員からも御指摘がございましたけ

れども、現在のところ、本日の監視委員会、あるいはまた来年度行われる監視委員会に説明させていただき、委員の皆様の御意見をいただいた上で、パブリックコメント等を経て、遅くとも11月ごろまでには公表したいと思っております。

それまでに、具体的な把握調査を進めて、より具体的な計画にしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

D委員、ただ今の説明についてはいかがですか。

【D委員】 把握調査というのは、いつごろ終わるんですか。

【豊田市環境部(市川廃棄物対策課長)】 現在、郵送で一度やっておって、その回答のあったところのフォロー調査を進めておるところでございます。多分、来年度になりましたら、この回答のないところ、未回答事業者の一覧表をつくって、そこに電話なり、あるいは立入りするなどして1件1件確認をしたいと思いますと思っておりますので、その辺のところは必要な期間は要るのかなと思います。

【D委員】 現時点では、どれくらいの数がふえそうだとということで、1割ぐらいにおさまりそうなんですか。

【豊田市環境部(市川廃棄物対策課長)】 国の方からの意見もございましたけれども、これは直感でしか言えませんけれども、その程度かなと思います。

【D委員】 わかりました。

【委員長】 そのほかいかがでしょうか。

豊田のほうには、この計画が変更されてから処理するものと処理しないものと再分類されました。PPコンデンサが入ってきて、車載トランスなどは豊田から出ていくのでしたね。

【豊田市環境部(市川廃棄物対策課長)】 一番たくさん出ていくのは、安定器等・汚染物で、北九州のほうに1,600トン程度出ていくのが一番大きいものです。

【委員長】 東海4県だけでクローズドで処理できなくなっています。ただ今、D委員が指摘されたこの計画は他の事業所とも関係していますので、5事業所の間でコミュニケーションをきちっととることがより一層重要と思います。

そのほかいかがでしょうか。

まだ御発言なさってない方、どなたでも構いませんが、よろしいでしょうか。

【F 委員】 とにかく安全に 10 年後には終わる、10 年といっても、早いほうはこちらがうれしいので、それ以上また延びてしまうというのは、ちょっと考えたくないの
で、もうちょっとそこに焦点を合わせて、10 年以内には絶対に終わらせるぐらいのつ
もりでやってほしいなと思います。

【委員長】 環境省もそのように今後の処理計画の変更をきちっと見積もっておられ
るんですね。

【環境省産業廃棄物課（中野課長補佐）】 はい。

【委員長】 それでは、単純延長ではないということをしっかり肝に銘じて、国のほう
がしっかりと監視しながらやっていただきたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。

【C 委員】 環境省にぜひともお願いがございます。

先ほど言われましたように、高濃度の処理は JESCO で、期限のめどが立てられる
ような計画をしっかり、国を含めてリーダーシップをとって立てていただいております
と思います。

今回、JESCO 豊田事業所の運転廃棄物の処理が増えておるところが 1 つ出
てくるんですけども、これは無害化処理認定施設で処理をされるということでござ
います。無害化処理というのは、先ほど豊田市の処理計画にもありますように、微量
PCB が今後掘り起こされてくると、国内で 160 万台あるのではないかとされており
まして、その処理をするための施設として、現在、認定もどんどん増えておると聞
いております。

しかしながら、その量、規模はまだまだ足りてないのではないかなと我々事業者と
しては感じておりまして、微量 PCB を処理するための施設で高濃度の処理をしてお
る JESCO の運転廃棄物も処理をするとなると、ますます無害化処理認定施設に対す
る負荷が増えてまいりますので、その処理が遅れるという懸念もございますので、こ
れに関しましては、国がリーダーシップをとっていただいて、無害化処理認定施設を
さらなる増強、増加をさせていただくような積極的な措置をとっていただきたいと思
います。

実際は、民間の産業廃棄物処理事業者がみずからの新規の処理事業として申請をし
ないとこの施設は増えないんですけども、それに関しても、国のほうのリーダーシ
ップで積極的な増加が進むような施策なり指導なりをぜひとっていただきたいと思

ますので、よろしくお願ひいたします。

【委員長】 ただ今の発言は、国の検討委員会にも上げていただくということでよいですか。

【C 委員】 ぜひお願ひします。

【委員長】 中野さん、来週の研究委員会の方にも上げていただきたいと思いますが。

【環境省産業廃棄物課（中野課長補佐）】 かねてからこちらについても課題となっているところがございますので、こちらにつきましては、計画にもその点の位置づけはさせていただいてございますけれども、今承りましたので。

【委員長】 終了時間を過ぎております。これで全ての議題を終了したいと思います。

本日の資料の公開について事務局に確認させていただきますが、こちらは全て公開ということでよろしいでしょうか。

【豊田市環境部（近藤環境保全課長）】 結構です。

【委員長】 ありがとうございます。

本日の議事録につきましても、これまで同様に、速やかな公表を期して、事務局で作成いただいた議事録案を皆様にお目通しいただいた後、委員長一任ということで、事務局のほうでホームページで公表していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（結構ですの声あり）

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、事務局は速やかに議事録案を作成していただいて、配付していただきたいと思ひます。

それでは、所定の時間を少し超えてしまいましたが、平成 26 年度第 3 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会の議題は全て終了いたします。

委員の皆様には、会議の進行に大変御協力いただきましてありがとうございました。

進行を事務局のほうにお返しいたします。

【事務局（青木）】 長時間にわたり、委員長を始め委員の皆様、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、平成 26 年度第 3 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会を閉会いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございました。
外が暗くなり始めておりますので、気をつけてお帰りください。

午後5時12分 閉会